

別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準**1. 適用範囲**

この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用OBD」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第1項の規定による継続検査、法第63条第2項の規定による臨時検査、法第67条第3項の規定による構造等変更検査又は法第94条の5第1項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。

- (1) 法第41条第1項第3号の操縦装置のうちかじ取装置（運行補助機能に係る部分に限る。）
- (2) 法第41条第1項第4号の制動装置のうち走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置
- (3) 法第41条第1項第4号の制動装置のうち走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置
- (4) 法第41条第1項第4号の制動装置のうち緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置
- (5) 法第41条第1項第4号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置
- (6) 法第41条第1項第12号の発散防止装置
- (7) 法第41条第1項第14号の警報装置のうち車両接近通報装置
- (8) 法第41条第1項第20号の自動運行装置

2. 用語

この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
故障	正常な働きが損なわれ、修理、部品交換その他の整備を行わなければ正常に回復しない状態であること
故障コード	継続検査用OBDに記録される対象装置の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコード
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第1節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（1. (1)から(5)まで、(7)及び(8)に掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3. 継続検査用OBDの技術的要件

継続検査用OBDは、3. 1. 又は3. 2. の要件を満たすものでなければならない。ただし、当該自動車の構造上適合することが不可能な場合であって、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。

3. 1. 次に掲げる規定の全てに適合するものであること。
- (1) 故障コードは、ISO 15031-6又はSAE J 2012に従って定められたものであること。
 - (2) 接続端子と端子配列は、対象の車載装置に用いる通信プロトコルに応じ、ISO 15031-3、ISO 13400-4又はSAE J 1939-13に準拠したものであること。
 - (3) 故障コードに係る通信プロトコル及び通信サービスは、当該対象装置毎にDoK-Line方式、DoCAN方式又はDoIP方式を使用し、次に掲げる標準規格のうちいずれかを用いること。
 - ① ISO 9141
 - ② ISO 14229
 - ③ ISO 14230
 - ④ ISO 15765
 - ⑤ ISO 13400
 - ⑥ SAE J 1939
3. 2. 協定規則第154号第2改訂版補足改訂版若しくは協定規則第154号の附則C5付録1の6. 5. 3. 1. 及び6. 5. 3. 2. の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 6. 3. の規定を満たすものであること。

4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
1. (1) から (5) ま で、(7) 及び (8) に掲げる装置	当該装置に係る特定故障コードが 1 つ以上記録されているものであること。
1. (6) に掲げる 装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 (1) 継続検査用OBDが正常に機能するために十分な電圧が確保されていないものであること。 (2) 警告灯（協定規則第154号第2改訂版補足改訂版若しくは協定規則第154号の附則C5の3. 5. 及び3. 7. の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 5. 2. （作動モード4に限る。）に定め

る条件により点灯するものに限る。)を点灯させるための信号が出力されているものであること。

- (3) 協定規則第154号第2改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の附則C5の基準が適用されるものにあつては、同附則の3.3.3.に規定する装置（レベル1Aに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.の基準が適用されるものにあつては、Ⅳ.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、1つもレディネスコードが記録されていないものであること。
- (4) 当該装置に係る特定故障コードが1つ以上記録されているものであること。
- (5) (1)から(4)までに掲げる要件に該当するかどうかの判定に必要な情報が継続検査用OBDから読み出せないものであること（別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ.の規定が適用される自動車を除く。）。